

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則（案）の概要

平成28年 8月
都市計画部

【制定の趣旨】

歴史的建築物について、建築基準法（以下「法」という。）第3条第1項第3号の指定（以下「除外指定」という。）に基づく同法の適用除外のための手続きや、当該建築物の適正な増築等の実施、保存及び活用等を図るために必要な措置を定めた「川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」という。）」（平成28年3月18日公布）を本年10月1日に施行します。

これにともない、条例の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

【規則の概要】

1 保存建築物の登録の申請等

条例第3条第1項の規定による保存建築物への登録の申請に際し、必要な申請書の様式を定めます。また、登録に必要な添付図書及び書面を定めます。

2 登録の縦覧事項

条例第4条第4項の規定による登録後、一般の縦覧に供するべき事項について定めます。

3 変更登録の申請等

条例第5条第1項の規定による変更登録の際に、必要な申請書の様式を定めます。また、変更登録に必要な添付図書及び書面を定めます。

4 変更登録を要しない軽微な変更

条例第5条第1項の規定により、変更登録を要しない軽微な変更該当する事項を定めます。

5 登録抹消の通知

条例第6条第3項の規定による登録抹消の通知の方法について定めます。

6 現状変更許可の申請等

条例第7条第1項の許可の申請に際し、必要な申請書の様式を定めます。また、許可に必要な添付図書及び書面を定めます。

- 7 許可を要しない行為
条例第7条第1項ただし書きの許可を要しない行為について定めます。
- 8 完了検査の申請及び計画適合通知
条例第8条第1項の規定による完了検査の申請の様式を定めます。また、条例第8条第2項ただし書きの申請を要しないやむを得ない理由について定めます。また、条例第8条第5項の規定による通知の様式を定めます。
- 9 所有者変更届等
条例第9条第2項の規定による届出の様式を定めます。また、届出の際に必要な添付図書を定めます。
- 10 保存管理責任者選任等届
条例第9条第4項の規定による届出並びに条例第9条第6項の規定による届出の様式を定めます。
- 11 氏名等変更届
条例第9条第6項の規定による届出の様式を定めます。
- 12 記録の作成及び保存
条例第10条の規定による保存建築物の維持管理の状況に関する記録のための様式及び添付図書を定めます。
- 13 申請の取下げ
条例第3条第1項、条例第5条第1項又は条例第7条第1項の規定による申請をしたものが、申請を取り下げる際の取下書の様式を定めます。
- 14 工事管理者の選定等
条例第15条第3項の規定により工事施行者を定めた場合は、市長に届出を行うこととし、その届出の様式を定めます。
また、建築主、工事管理者又は工事施工者に変更があった場合にも、市長に変更届を提出することとし、その変更届の様式を定めます。
- 15 工事現場における許可の表示の方法
条例第16条第1項の規定による表示の様式を定めます。
- 16 身分証明書
条例第18条第2項の立入調査の際に、身分を示す証明書の様式を定めま

す。

【施行期日等】

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行します。